

(保護者記入)

登園届

石原ここわ保育園 施設長殿

組 氏名

病名

受診日 年 月 日

登園可能日 年 月 日

医療機関名

上記の病状が回復し、集団生活に支障がないと判断されましたので登園致します。

年 月 日 保護者名

印

○療養満了後、登園可能な感染症

病名	登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間経過し、発熱、発疹等の症状が回復するまで【抗菌薬の内服を始めた日】月 日 (午前・午後 時)
手足口病	水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良い
ヘルパンギーナ	水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発しんがかさぶたになること
突発性発しん	解熱し機嫌と全身状態が良いこと

○療養後、再受診し、医師の登園許可が必要な感染症

病名	登園のめやす
インフルエンザ(A・B)	発症後5日経過し、かつ解熱後3日経過【発症した日】月 日【解熱した日】月 日
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な服薬治療が終了
麻疹(はしか)	解熱後3日経過
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	腫れが出現してから5日経過かつ、全身状態の良好【耳下腺、顎下線または舌下線の腫脹が発現した日】月 日
風しん	発疹の消失
水痘(みずぼうそう)	全ての発疹のカサブタ化
髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで
咽頭結膜熱(アデノウイルス感染症・プール熱)	主な症状が消え、2日経過【症状が消失した日】月 日
結核	感染の恐れがなくなるまで
腸管出血性大腸菌感染症(O-157、O-26、O-111等)	症状が治まり、かつ服薬が終了し、2日あけて連続2回の検便によっていずれも陰性が確認
流行性角結膜炎(アデノウイルス感染症)	結膜炎の症状が消失していること
急性出血性結膜炎	感染の恐れがなくなるまで
新型コロナウイルス感染症	発症後5日経過し、かつ軽快後1日経過(無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること)【発症した日】月 日【解熱した日】月 日

保育所は集団で長時間生活を共にする場です。

集団感染や流行をできるかぎり防ぐことはもちろん、子ども達が毎日快適に生活できることが大切です。

上記の感染症については、登園のめやすを参考にかかりつけの医師の診断に従い、登園届のご提出をお願い致します。なお、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。